

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成 5 年 4 月 1 日

規 則 第 4 号

改正	平成 10 年 3 月 27 日	規則第 1 号
	平成 18 年 4 月 1 日	規則第 8 号
	平成 28 年 4 月 1 日	規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 45 年条例第 7 号）第 2 条において準用する福井市職員の給与に関する条例（昭和 26 年福井市条例第 22 号）の規定により、職員の初任給、昇格、昇給等の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用及び標準職務表)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、福井市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 36 年福井市規則第 8 号）を準用する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。